

新司法試験調査会在り方検討グループ(第10回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年10月7日(火) 15:40 ~ 17:45

2 場所

最高検察庁小会議室

3 出席者

(委員)

磯村保, 小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治

(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議題

4-1 協議

4-2 今後の予定

5 配布資料

[資料 総合評価の方法について\(イメージ\)](#)

6 議事等

【釜田委員】在り方検討グループ第10回の会合を開かせていただきます。本日の協議事項に入ります前に、前回の協議事項の内容につきまして、本日は前回御欠席の磯村委員が御出席でございますので、再度、磯村委員の御意見を伺いまして、前回の協議事項を最終的に確認をさせていただきたいと思っております。簡単にこの前の結論部分を御説明させていただきますと、次のようなところでございました。成績評価の方法について御意見いただいたわけですが、いろいろ御議論いただきました末、得点評価方式によって行うのが適当ではないか、それを踏まえて今後の協議事項も得点評価を前提に進めていくのが良いのではないかという結論に至りました。

その際、宮川委員から得点評価方式に対して、2つの疑問点を出していただきました。その疑問点につきまして十分こたえられるような成績評価基準を工夫するように配慮するという、そういうただし書きをつけて前へ進んではどうかということでした。その疑問点の第1は「まんべんなく論点を拾って論述する答案が比較的良い成績を取りやすいのではないか」という疑問です。それから、疑問点の第2は「触れる論点に欠ける所があっても、

きらりと光る答案，柔軟な思考力が感じられる答案を過小評価してしまう，そういうおそれはないか」という御指摘でした。その2点に十分配慮した上で，得点評価方式を進めるのはどうであろうかということで，本日，磯村委員の御意見を再度頂戴した上で，最初に結論を出させていただきたいと思います。

【磯村委員】お示した私案とは，段階評価方式としていろいろなバリエーションがある中での一つのありうる考え方を示したものでありますが，個人的な意見としては，新司法試験に資格試験という意味合いをより強く持たせるべきであると考え，依然としてこのような考え方にこだわりたいと思います。しかし，この検討グループ全体の意見として得点評価方式でまとめるということについては，まったく異論はありません。ただ，得点評価方式を採ったとしても，採点者間の得点調整の問題は，今後の重要な課題と思われる。

【釜田委員】ありがとうございました。ただいま磯村委員の意見を御紹介いただきましたが，前回に付け加えて何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。

そういたしましたら，前回御確認いただきましたような結論で前へ進めさせていただきましてよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは，本日の協議事項に入らせていただきます。本日の協議事項は，お配りしているペーパーに挙がっておりますように5点用意しています。前回，既に1と2の問題についていろいろと御検討いただいたのですが，その内容は，私の印象では，1の短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定については，大体意見の一致がみられていたのではないかという印象を持っています。2につきましては，まだ2つの意見が平行状態であったように記憶しています。

1，2ともに相互に関連している所ですので，前回の御議論を踏まえて，さらに御意見をお出しただけならと思います。よろしく願いいたします。

前回の議論では，1の短答式試験で科目ごとの最低ラインを設けるということにつきましては，この前御出席の委員の方々は，大体設けるべきであろうという意見であった。ただ，どの点にそれを設けるべきであるかという点は，いろいろと御議論があると思います。2の点については，積極・消極の両論が出ていた段階で，先ほどありました中間報告に対する外部からの意見を踏まえて，再度考えてみようということで散会したところです。

【磯村委員】中間報告案に寄せられた意見を見ても，考え方がいろいろで，なかなか統一した方向が見えないという感じがしますが，理念的に考えると，法科大学院において法律基本科目が，それぞれ必修科目になっていて，その必修科目を全部履修して単位を修得しないと修了できないというシステムになっている。その修了を前提とした試験であるということを考えると，科目ごとに最低ラインを設定するというのは整合的な発想なのではないかと思います。

【釜田委員】1の点につきましては，だいたい意見の一致を見たということでよろしいでしょうか。

(一同了承)

【宮川委員】ただ、最低ラインというものをどのレベルに置くかということを議論しないと、あまり意味がないのではないのでしょうか。

【釜田委員】それが次に出てくる問題でございますが、その点については、いかがでしょうか。

【磯村委員】議論が難しいのは、実際の短答式試験の問題がどうなるかがまだ明らかではなく、最低ラインのレベルもそれとの兼ね合いということでしょう。抽象的に言えば恐らく「いくら何でもこれぐらいは」ということで、あまり最低ラインを高く設定するというのは適当ではないとは思いますが、それでも、「いくら何でもこれぐらいは」というイメージが問題の難易度との関係で決まらざるを得ないというところがあると思います。

【釜田委員】そうですね。

【中川委員】その点については、短答式試験は、いわゆる純粋な法律的な知識だけではなくて、法律の背景とか歴史的な知識とか、非常に幅広い、しかし基礎的な問題を中心に、ということであったと理解しています。私も、「よほどひどいレベルを最低ラインとする」という説なのですが、そういう極めて常識的な点が欠落しているのはまずい。そうだとすると、点数でいうとどのくらいになるのでしょうか。良く分かりませんが、少なくとも半分程度は(点数を)取ってもらわないと困るという感じがします。ただ、それには条件もあるのではないのでしょうか。他の科目が非常に良くて1科目が非常に悪い人と、みんな最低ラインぎりぎりの人とをどのように評価するのか。同じ最低ラインと見るのか、他の科目が非常に良い人は、最低ラインの差を少し設けても良いという考え方をするのか。

【磯村委員】イメージとしては、論文式試験を受けるのに必要な短答式試験のレベルというものは、まず、必要な総得点というものがあって、それをクリアしないといけないのだらうと思います。その上で、さらに各科目について、例えば民事系について100点を取ったけれども刑事系については5点であった場合、トータルでは短答式試験全体の点数をクリアしていてもだめだという意味で、科目ごとの最低ラインを設けるという趣旨であると思います。具体的に、6割や7割という設定にはなり得ないだらうと思いますが、1割や2割というものもあまりに低いという、抽象的に言うとなるとそういうイメージです。

【鈴木委員】この前もお話ししましたが、結局、総点がどのくらいになるかによって、最低ラインが意味を持つか否かという問題が出てきます。前回も「実際に機能するかどうかは別として」という枕詞を付けました。例えば、100点、100点、100点の300点満点とすると、合格ラインが、基本的な問題であるということなら9割だらうということになりますと270点となる。そうしますと、2科目で100点を取っても、も

う1科目は70点取らないとそもそも合格しないということですから、その最低ライン自体が70点より上じゃないと意味がないということになる。やはり、合格ラインがどのくらいになるか、例えば7割だとしても210点、2科目満点取っても、もう1科目は10点は取らなければならない。最低ラインが10点では意味がないというような話になります。やはり、合格ラインがどのくらいになるかによって、場合によっては最低ラインを設けなくても同じではないかという議論になるかもしれません。理想的には、1科目でも最低限の力もないという人は合格すべきではないと思いますが、実際にどの程度に設定するかは、どんな問題が出来てくるのか、どの程度の解答を期待するかということで違ってきますので、抽象的な議論はしにくい。もう一つは、毎回毎回最低ラインを決めるのかどうかという問題もあります。そうしますと毎回の得点の出方によって違ってくるのかということもありますので、それはそうではなくて、今の論文式試験のように1科目でも10点以下というような、最低ラインは毎年決まったレベルとし、合格ラインの方は多少年度ごとに違ってくるということもあるかと思えます。

【磯村委員】論文式試験の場合には、得点評価方式を前提として、かつ採点委員がそれぞれ、例えば、今の方式で言うと40点から0点の間で、分布をこのくらいにするというめどがありますので、絶対値的な決め方というものは比較的簡単であろうと思えます。しかし、短答式試験の合格最低ラインは、まさに正解か不正解ですから、得点分布をあらかじめ決め定めることは難しく、科目相互間で刑事系は全体として難しかった、公法系は比較的易しかったということになると、科目ごとにある種の平均点を設定して、その平均点からの偏差でどれくらい必要かという発想になるかなというイメージなのです。

【鈴木委員】偏差値で最低ラインを決めるということですか。

【磯村委員】統計学的にそれで良いのかどうか分かりませんが、絶対値的な点数で良いのかどうかは、更に検討の余地があるように思います。例えば、満点が50点の場合に難易度に関わらず一律に30点というような決め方はできないのではないのでしょうか。そのような趣旨で、絶対値の点数よりも偏差値換算の方がより客観的なのではないかと思います。

【宮川委員】各科目ごとの平均点からの偏差で見えるわけですか。

【磯村委員】はい。各科目の難しさがどの程度かということを見ながら、期待される点数よりどの程度離れても許容されるか、そういうイメージではないかという気がします。受験生のレベルは各科目で変わらないとすると、民事系の平均点は比較的良かった、公法系の平均点が比較的高かったということになると、それは問題の質が違っていったということになると思います。易しい問題であれば、最低ラインもやや高めに設定され、難しい問題であれば最低ラインもそれに応じて低くなるということかと思えます。

【小津委員】伺っていて、実際になかなか難しいなと思っているのですが、考え方ははっきりさせるという意味では、中川委員の言われた他の科目で良くできているかどうかとい

うことも考えて判断するのかどうかということについては、一つの論点だと思います。磯村委員の言われたように、それは、やはり他でいくら良くできていても、その科目でどう考えるかということがあって、私は、どちらかという磯村委員の考え方に賛成です。その点は、どちらか考え方をはっきりさせておいた方が良いかと思います。それから、もう一つ、その科目科目で問題の難しさは違うから、科目ごとに最低点は違ってしかるべきではないか、その年によって違ってしかるべきではないかという論点があります。その点も何か考え方をはっきりさせておいた方が良いと思います。その上で、どれぐらいかということになると、なかなか結論が難しい。すごく低くもなければ、すごく高くもない所という感があって、これを表現するのは難しい。仮に偏差を前提にしてどこで切るというやり方が良いのかどうか。

【中川委員】私は、この点はどうしても総合の考え方になってしまう。例えば、このようなことができるのかどうか分からないですけれども、ある1科目が平均点よりかなり下回っていたけれども、他の2科目が平均をかなり上回っている人がいたとする。そういう人は合格にする。2科目下回れば、これはダメだと思います。その人は考える必要はない。ただ、1科目が平均点をかなり下回っているが、他の2科目が平均点をかなり上回っている人をどう扱うか。逆の言い方になっていますけれども、落とすというよりそういう人を合格させるのかということなのですが。

【小津委員】ですから、そこは「かなり」の程度でして、あまり最低点を高くすると、そのような人が落ちてしまうわけですが、最低点を比較的lowにしますと、中川委員が言われた総合的な考え方というか、結局は各科目の点を合算して合否を決めるわけですから、総合的に考えることになります。

【中川委員】同じことかもしれませんね。

【小津委員】あまり考えていくと、最低ラインを決めても意味がないということにもなりかねないと思います。

【宮川委員】短答式試験の場合は、短答式試験の合格に必要な成績というものを総合点で定めるわけです。それだけ取っていれば良いかということ、そうではなくて、後で論文式試験の成績と総合評価される。その場合に、論文式試験の比重を短答式試験よりずっと大きくする。そうすると、それ以外にさらに最低ラインを設けなければいけないという点が、議論をしてもう一つ分からない。メッセージ効果というものは確かにあると思いますが、しかし、そのメッセージ効果は低いレベルであっては薄らぐわけで、メッセージ効果を狙うのであれば、やはり相応なレベルを設定しないとイケない。だから、1科目でも相応の成績を取っていなければ不合格とするということになるわけですが、その場合に、ここをクリアしても、もう一つ短答式試験の合格に必要な成績というハードルがあるわけです。そういう複雑なものに短答式試験をする必要があるのかなという感じがします。

【中川委員】1科目ごとの最低ラインという考え方からすると、総合点がいくらであろうと1科目でもだめなら全部だめだという考え方ですね。

【宮川委員】そうです。

【小津委員】その考え方の是非ということで議論しています。

【中川委員】それはちょっとやり過ぎという感じがします。この前は、その辺りの議論を突き詰めなかったと思います。

【宮川委員】もともと、短答式試験は最後の総合評価のところでは軽いですね。

【鈴木委員】例えば、300点満点で総合点200点以上で合格だという時に、2科目100点満点で残り1科目0点。極端に言えば、その者を合格させるかどうかということだと思います。それはちょっとひどすぎるのではないかと、1科目0点しか取れない、特定の科目について点が取れない人を総合点では200点を取ったのであるから合格させますかという、それはいかがなものかというのが私の発想なのです。もちろん、そういうことが実際に生じるかどうかという点が問題ではありますが、理念的に言えば、やはり合格とすべきではない。もちろん、中川委員がおっしゃる、総合点がいくら良くてもということもありますが、総合点がもっと高ければ生じ得ない問題であって、先ほど言ったように、例えば270点が合格ラインだとすると、2科目満点だとしても1科目70点取らないと総合点でクリアできなくなります。およそ最低点というものを考える余地がないわけですが、総合点の合格ラインが下がってきた場合に問題になります。ただ、偏差値というのも一つのアイデアかなとも思います。そうだとすると、私は統計学を知りませんが、偏差値がそういうものであるかどうか自信がありませんが、毎回判断する必要はなくなるわけです。

【釜田委員】「1科目でもそのような点数を取ったら、短答式試験は合格しないであろうと思われる程度の低さ」というものがどのくらいかということなのですが、法科大学院との関係でも、そういうラインをこの場で打ち出す方が良いのではないかとということでもありました。

【磯村委員】今の短答式試験では科目ごとはやっていないですけども、60問ですから一つの分野についてかなり悪い成績を取れば、実際上もなかなか合格しないであろうと思われれます。しかし、問題数がかなり多くなると、やはり得意の分野、不得意の分野というものがあり得て、その中でばらつきがあるという時に、法科大学院の理念からしてもコンベンションについてはどのような法律家であれ、それなりの部分はマスターしておかなければいけない、それを踏まえての多様性というものが必要されているのであろうと思います。そういう理念から言っても最低ラインのレベル設定の仕方は別として、総合点でOKであれば一つ一つの内容は問わないというのは、必ずしも整合的ではないと思います。

【中川委員】平均点の半分ぐらいという感じですか。

【磯村委員】例えば、そういうイメージはあるかもしれません。

短答式試験の段階で論文式試験の評価を受けるに値しないとされるレベルをどれくらいに設定するかということがまず決まらないと、各科目の最低ラインという議論もしにくいのですが、仮に平均点の半分以下とすると、かなり下のラインであることは確かだと思います。

【小津委員】お話を伺っていて、宮川委員のおっしゃる、そういう複雑なものに短答式試験をする必要があるのかという意見も魅力的だなと思っていたのですが、結局、最低ラインが余り機能しなくても、磯村委員が言われたような意味で、メッセージ効果ということでは意味がありますし、そんなにややこしくなく最低ラインが決められるのであれば良いのではないのでしょうか。

【宮川委員】私もこだわりません。この意見のまとめですと、パブリックコメントでは科目ごとの最低ラインを設けることに賛成するという説が多数説になっておりますし、それでも良いかと思います。ただ、設けるのであればある程度意味のあるラインでないと、それがメッセージとしても機能していきませんから、設けるのであれば相応のラインというように考えます。それが、平均点の半分なのか、平均点の半分というのはかなり低いですね。恐らく、問題は易しくなっていくますから、基礎的な問題を幅広く出すということですから、短答式試験の合格に必要な成績というものは8割ぐらいにはなるであろう。その8割を基準にして、どの辺まで要求するのか。ベーシックなものについて相応な知識を幅広く修得しておいてほしいということであれば、5割以下というのは考えられないのではないかという感じです。そういうざっくりしたところで基準を決めて、年によって問題の難しさに差異はあるかもしれないですけども、ほぼ不変のものとして設定しておくということは、メッセージ効果としてはかなりあると思います。

【小津委員】もしよろしかったら、これぐらいの議論で、実際のやり方はその時に具体的に決めていただくということでどうでしょうか。今の話で大体基本的なものの考え方は出されたのではないのでしょうか。

【釜田委員】そういたしますでしょうか。大体この辺りで取りまとめるということにいたします。

【池上人事課長】基本的な部分を確認させていただきますと、基本的には各科目ごとの最低合格ラインは作る。その点数は、今回の短答式試験が当該科目の基本的な知識を幅広く問うという性質にかんがみて、それにふさわしい最低限のラインを定めるものとするということによろしいでしょうか。

【釜田委員】はい。

【池上人事課長】そして、かつその基準は年ごとに問題ごとに変わるものではなくて不変のものとして設定されるべきであるということでしょうか。

【宮川委員】不変というわけにはいかないと思いますが。

【池上人事課長】例えば、5割とか、平均点の半分未満であるとか、何かそういう形で決めるべきなのか、最初に磯村委員から御議論があったように年ごとに動かすものなのかという点はいかがでしょうか。

【鈴木委員】平均点の半分というと、それは年ごとに決まることになりますね。5割というと動かないものになります。

【池上人事課長】一定の基準をあらかじめ定めておくかどうかという意味では、いかがでしょうか。

【柏木委員】ただ、平均点というと何か相対評価に結びつきやすい。我々も点数を付ける時に不可というものは絶対評価で付けるわけです。宮川委員がおっしゃったように5割と決めてしまうか、あるいは、その時々で変わるにしても絶対評価で決める必要があると思う。むしろ、メッセージを与えるとすれば宮川意見の方に魅力を感じます。

【磯村委員】平均で8割を期待するような試験ですと、各科目についても最低限は6割ぐらいを期待しても良いかなという感じがします。それより下げると意味がないのではないのでしょうか。

【宮川委員】そうですね。8割近くに集中するでしょうから。

【磯村委員】それは、いろいろなシミュレーションが必要で、例えば、現在の短答式試験の点数でシミュレーションしたらどうなるかということも見ておく必要があるかもしれませんが、5割より下というのはまずないという感じでしょうか。

【小津委員】ここでずっと8割だろうから6割だと決めるのも一つの方法ですけれども、最初の年は少し大変ですが、最初の年に実際にみんなで考えながらやってみて、試験の結果を見て、最低はこの程度が良いということを更にその年に考えていただいて、多分、次年度も似たような結果が出てくるでしょうから、そういうことも含めて実際の運営でやっていただくというのはどうでしょうか。

【池上人事課長】初年度は設けないということでしょうか。

【小津委員】違います。初年度は、考査委員会議か何かで考えて決めるということです。

【横田人事課付】そうしますと、受験者にとっては、最低ラインがどこかということから分らずに受けなければならないことにならないでしょうか。

【小津委員】それは、結局のところ分からないのではないのでしょうか。つまり、点数でいえば分かりますけれども、先ほど言われた偏差値によるという決め方をしても、平均点の半分といっても分からないのですから。

【横田人事課付】ただ、最低ラインは設けられるけれども、その程度・レベルはあらかじめ全然分からないということだと、例えば、平均点以下で切られるのではないかという憶測が流れ、受験者が混乱するのではないのでしょうか。受験者に対して、ある程度これくらいというメッセージをいただいた方がよいのではないかという気がいたします。

【磯村委員】最初の年は低めに設定するのではないのでしょうか。それこそ、例えば、4割ぐらいに設定しておいて、トータルでは総点で切るわけですから、最低ラインは試行的なものなので4割と設定して、次の年に修正していく方が実践的かもしれないですね。

【宮川委員】5割ではどうですか。

【磯村委員】出題に関わる人が、どれくらいを目安に難易度を考えるかということによるところがあり、出題者にはある程度の期待値というものがあるが、もちろん期待値と現実の結果はなかなか一致しないのであろうとは思いますが、その誤差を踏まえてのやや低めの設定ということではないのでしょうか。

【鈴木委員】この前も申しましたけれども、現在は同一時間内に3科目行いますから、多少時間の割り振りがありますので、この科目に全力をあげようということもあり得るのですが、今度の短答式試験は、それぞれの科目が独立してやりますので、最低ラインはこのぐらいだからということなどをどこまで受験生が意識するか、もっぱら合格ラインを突破しようというふうに、合格ラインこそ心配にはなるとは思いますけれども、最低ラインを気にして受けるということがあるかどうかという気がします。今までの論文式試験でも10点という最低ラインがありますが、10点をクリアしようと考えている受験生はいなかったと思うのです。

【宮川委員】ただ、最低ラインが高めに設定されているということが分かれば、それぞれ3つの系についてまんべんなくきちんと勉強しなくてはいけないというメッセージにはなりません。得意な科目で取り返すことはできないのですから、不得意な分野を作らないようにしないといけないわけです。

【小津委員】そうすると、強いて何か決めるということであれば、例えば、最初は半分で

きてないとだめだと決めて、それを前提に問題も作って、それでやってみて都合が悪いということになれば、もう少し考えるというやり方が良いのでしょうか。

【中川委員】そのような感じだと思います。点数で出すと、その点数自体が高いのか低いのか受験生に分からない。平均点の半分以上取らなければいけないとなると、やはり頑張らなければならないという気にはなると思う。

【小津委員】私は、一応今点数で言ったのですが。

【中川委員】それはどちらでも良いですけども、何かそういう分かる点数でないといけない。

【釜田委員】そうすると半分ですか。

【柏木委員】我々が試験問題を出す時も、60点以下は不可と付けるつもりで試験問題を作ります。50点という目安があれば、試験問題を作る方は、これ以下は箸にも棒にもかからないというレベルで問題を作るので、その方がかえって良い効果を生むのではないのでしょうか。

【中川委員】大学ではだいたい60点ですか。

【磯村委員】ただ、論文式試験ですと、難しければ採点で工夫することもあるのですが、短答式試験は正解か不正解ですから、絶対的な点数でそのまま出てきますので、絶対値を決めると動かしようがないという違いはありますね。

【宮川委員】だいたいまとまりましたね。

【磯村委員】こういう方向でしょうか。

【中川委員】50点というよりも、問題の半分ができていないといけないというような意味ですかね。

【釜田委員】そうですね。それを踏まえて関連性が出てくるわけですが、2番の論文式試験の科目ごとの最低ラインの設定についてに移らせていただきます。これについても、前回の御議論では、中間報告に対する御意見を見てということでした。

【磯村委員】現在の10点というものは、問題ごとに設定しているのでしょうか。

【池上人事課長】科目ごとです。

【磯村委員】では、両問合わせて10点ですか。

【池上人事課長】いいえ、平均点で10点です。

【磯村委員】私は、短答式試験と区別する理由が逆に分からないのです。さっき言った理念で、少なくとも法律基本科目については最低限度のラインは超えていなければならないという発想を是とするのであれば、論文式試験も同じことかと思います。

【釜田委員】いかがでしょうか。

【小津委員】前回は少し議論が生まれて、ここにも書いてありますけれども、この論文式試験の科目ごとというのは、「系」という前提ですね。

【池上人事課長】はい。

【宮川委員】意見募集では、この最低ラインを設定することについて反対意見はないのでしょうか。

【横田人事課付】反対意見は、特にございませんでした。

「法曹となろうとする者に各科目ごとに必要最低限度の分析、構成、論述等の能力を要求することはいわば当然であり、最低ラインを設けることは必要」、「論文式試験においても、多様な法曹を確保するという観点から、優秀な答案で他の科目の失敗を補うことを認めるべきである。ただ、その失敗が法曹としての分析力、論理思考力、表現力からみて余りにも内容が悪い場合には、各科目ごとの最低ラインを設けることもやむを得ない」などの御意見がありました。

一方で、短答式試験に科目別の最低ラインを設けることについて反対意見を述べておられる御意見もありますが、その方は論文式試験については特に言及はありません。

【釜田委員】そういう状況ですが、いかがでしょうか。

【鈴木委員】私は、前回は短答式試験と論文式試験と双方に設けた方が良いという意見を申しましたが、先ほど磯村委員がおっしゃったように、短答式試験では最低ラインを設けるとした場合に、論文式試験では設けないということをどう説明するか。短答式試験では基礎的な知識を問う、これぐらいの能力は持っていてくださいと、ただ、もう少し実務的な要素が入って長文を読んで、そのような問題に答えられる能力は多少偏っていてもやむを得ない。そのようなことが説明になるのでしょうか。それがいかがかということなのかと思うのですが、なかなか難しいかなという気がいたします。これから専門家を育てるといふ時に、特定の分野に非常に力のある人であれば、他の特定の科目について多少力が無くても良いということであれば、短答式試験だって同じであろうということになるでしょうから、その辺りをどのように説明していくのかという気がします。

【柏木委員】あえて反対論を述べれば、短答式試験というものは基礎的な能力を試すものだから、先ほどの例で、基礎的な能力も半分にも満たない者はそれだけで失格だということが言えるのであろうと思います。しかし、論理分析力とかそういう問題については、これと同列には論じられない要素があります。ただ、よほどひどい者を落とすのは論理的なのであろうと思います。短答式試験が半分であれば、論文式試験はもっと低いレベルにそれだけで落とすというレベルを決めることになるのではないのでしょうか。ただ、そのようなレベルに設定するぐらいであったら、別に決めなくたって良いのではないかと、それに引っかけられる者はそもそも短答式試験に通らないということも言えるかもしれません。筋としては、短答式試験に設定すべきであれば、論文式試験にも設定すべきであるということが言えるのであろうとは思いますが、その程度が違うということでしょうか。

【中川委員】科目というのは、系で考えるのでしょうか。細分された科目で言えば、8科目ぐらいになるわけですね。そのうちの一つだけが非常に悪いというケースもあり得るわけですね。

【池上人事課長】ただ、系で考えますから、例えば、民事系のうちどれか一つ悪くてもそれは補えることになります。

【中川委員】商法は全然だめであったが、民事訴訟法と民法は良かったということもあり得るわけですね。先ほど鈴木委員が言われた少し面白い人間を作ろうということもあって良いのではないかと考えるのです。会社などでも、あることをやらせたら全然だめだけれども、他のことをやらせると傑出しているということが結構あります。だから、どこから見ると、法曹たる者は平均的にしかるべき知識なり、能力を持っていないといけないと考えるか、多少そこはずばらに考えて、その代わりに、光るものといえますか、特殊な能力をおおいに発揮してくださいと考えるか、これから人数も増えてくるし、職域も広がるだろうし、競争も過酷になるわけですから、そういう中で差異を出してくださいと、大きく言えば考え方の問題という気もするのです。

【小津委員】そういう御意見から言えるのは、短答式試験はすごくたくさん問題を出しますので、少しぐらい外れたということで極端に点数が低いことはあり得ない。論文式試験では、自分の勉強で落ちていたものがたまたま出た時に、そこだけぽこっと悪くなる。しかし、他は結構良くできるという人が、短答式試験よりはあり得るなという感じがして、それをどう考えるかということですね。

【鈴木委員】私も同じようなことを考えていました。勉強不足であれば、それはそれで仕方がないと思いますが、例えば、勘違いをして、たまたま特定の科目で大失敗をしたと、ただ他の科目は非常に良いということが、今度の長時間かけて長文の問題であり得るのがあるかないか。それはあり得ないであろう。2時間ぐらいで2問というと、時間に追われて勘違いということもあり得るけれども、今考えているような時間をかけてじっくり考

えるというものであれば、そういうことを想定する必要はないと言い切るかどうかというところですが。

【磯村委員】これも合格ラインの設定によると思いますが、問題で見るのではなくて系で見ますので、恐らく2問ですね。そうすると、2問の合計点で、かなり下という者は1問が失敗しているだけではなくて、もう1問もかなり芳しくない成績であったというのが普通だと思いますので、それは、やはり救済されないのではないかという感覚があります。もう一つ、私は柏木委員と逆の発想を考えていて、短答式試験は新司法試験の中ではむしろ比重の軽いものなので、そこでトータルで合格点を取っていれば1科目ぐらい点数が低くても良いのかもしれない。しかし、論文式試験は、むしろ本来の能力を試す場で、そこで基本的なレベルに達していないというのは、瑕疵はむしろより重いのではないかという感覚もあります。したがって、現行司法試験の論文式試験におけるようなレベルよりも少し高い程度で考えるのであれば、最低ラインは必要であろうという気がします。ただ、現行の論文式試験は科目数が多いですが、新司法試験では3科目プラス選択科目で、そこで合格レベルをあまり低くしすぎると、それに満たなければ合計点でも最低ラインを超えないことになり、ほとんど意味がないことになるかもしれません。

【釜田委員】ここは御議論が平行する部分があると思うので、少し角度を変えて、3番、4番の総合評価における短答式試験と論文式試験の比重について御検討いただいて、その後、2番の所にお戻りいただくというのはいかがでしょうか。では、総合評価の問題について御説明いただきまして、議論の題材を提供していただけないでしょうか。

(庶務担当から配布資料について説明)

【小津委員】短答式試験と論文式試験を勘案すると、実際に現れてくる点数は、この楕円形の中に分布するということですか。

【横田人事課付】大多数の者が、おおむねその楕円形の中に分布するということです。ですから、その楕円から外れるZのような者もないわけではありません。

【小津委員】分かりました。Zというものは現実に存在し得るし、なおかつ、2の方法では合格するのですね。

【横田人事課付】はい。

【中川委員】論文式試験を短答式試験よりも重くみるということですよ。そうだとすれば、1ではないということになるのではないですか。

【横田人事課付】いいえ。1の例でも論文式試験の比重を重くすることは可能です。1の例では、短答式試験の点数と論文式試験の点数を比重に差を付けずに単純に加算しており

ますが、1のバリエーションとして論文式試験の点数の比重を重く変えるということもできます。

【鈴木委員】1の方式で論文式試験の点数を3倍する、4倍するとなればこの合格ラインが垂直に近くなっていくというわけですね。

【横田人事課付】はい。

【小津委員】つまり、2にするかどうかですね。

【鈴木委員】そうですね。2のZのような者を合格させるかということですね。

【磯村委員】一定点の設定次第によっては、この面積の入れ替わりが違ってきますね。一定点をかなり上げれば、論文式試験だけでは合格できない人が増えていくということになります。ただ、理念として2を取る理由付けがもう一つピンと来ないですね。なぜ、一定点以上を取れば論文式試験だけで合格できて、一定点以下だと総合判定になるのか。

【中川委員】1でも論文式試験の比重を上げればあり得る話ではないかと思います。どちらが合理的かということではないのですか。

【鈴木委員】2であっても、そもそも短答式試験の総得点のレベルをクリアしていないと考慮してもらえないはずですから、それ以前の問題として落ちてしまうのではないのでしょうか。

【磯村委員】この図は、論文式試験の評価を受けることができるということが既に前提となっているのではないですか。

【横田人事課付】はい。

【中川委員】2は論文式試験というものを非常に尊重しているということは、かなり良く出ていますね。

【宮川委員】1と2ではA、aの部分の幅が違いますね。

【中川委員】中味は一緒なのではないのですか。

【宮川委員】これは、意図的にずらしているのではないですか。合格者数を同じにするからどうしてもこのようにずれてくるのですね。1の方式も2の方式も合格者数が一定数であるということですね。

【横田人事課付】そうです。

【宮川委員】1の方式でいくか2の方式でいくかという二者選択ではなくて、両方の方式でいって、アモイも救うという考えもあり得るのではないですか。

【柏木委員】磯村委員のおっしゃるように2を採る必然性、合理性が思いつかないですね。なぜ、論文式試験の一定点までは短答式試験を考慮しないで、一定点になると短答式試験を考慮し始めるのかということの説明が分かりません。

【磯村委員】私自身は、新司法試験法を離れば、論文式試験は短答式試験を合格すれば論文式試験の点数である青のライン一本で切るとというのが一番単純明快で、本来の趣旨はそうあるべきであったと思うのですが、法律の中に総合評価すると書かれているので、両方加味せざるを得ないわけです。論文式試験だけでできるだけ決めたいということを考えてつつ、しかし、法律の趣旨に反しないということを実現しようとしたのが2ではないかという読み方をしたのですが、法の趣旨から言うと、1ととらえて、論文式試験の比率を短答式試験に比べて、例えば4倍や5倍にするということで、事実上、短答式試験における差異をほとんどネグリジブルなものにするという方法が筋が良いという気がします。

【中川委員】1で赤の合格ラインが立ってくると、論文式試験の点数における合否の境界線は左に寄ってくるわけですね。

【横田人事課付】そうです。

【中川委員】だから、論文式試験の点数が少し低くても、短答式試験で高得点を取った人が合格圏内に入ってくる。

【柏木委員】いや、短答式試験の得点の影響が小さくなるということですから、逆ではないですか。

【中川委員】そうですね、逆ですね。

【柏木委員】先ほどの磯村委員の意見に賛成です。

【中川委員】一番それが分かりやすい。総合という点と論文式試験を尊重するという点と2つの要素を満たしていますね。

【磯村委員】特に先ほどの前提として、仮に短答式試験が200点満点で期待されるべき合格値というものが160点ぐらいであるとすると、最高得点者と最低得点者の間に生じ得る差は40点になります。その40点の差をほとんど意味の無いような数字にする程度の倍率を、論文式試験の方にかけて良いのではないのでしょうか。赤線が青線に近づくよ

うな垂直度の高いラインにすれば良いのではないかという気がするのです。

【釜田委員】そうなりますと、その方式で、この一つ前の短答式試験と論文式試験の比重の問題となるわけですが、どうでしょうか。

【小津委員】論文式試験の比重が大きいということについては異論はないわけですね。

【磯村委員】比重という意味なのですが、短答式試験で配点が設定されて、生の点数での論文式試験の総配点数が決まらなると難しいですね。その時点で、もともと総点に差が大分付いてしまっています。仮に、今の40点の方式を維持すると、実質7問で280点、280点对200点だと比率としては短答式試験の比率の方がはるかに大きい。それを2倍にすると560点对200点、3倍にすると840点对200点となっていきます。3倍ぐらいにすると、短答式試験における40点ぐらいの幅というものが、ほぼ消えていく感じではないでしょうか。それ以上の倍率はあまり意味がないと思いますので2倍にするか、3倍にするかではないでしょうか。

【鈴木委員】ただ、配点がどうなるか、満点がどうなるかですね。

【磯村委員】もちろん、そうですね。

【鈴木委員】もともと論文式試験の総配点数が、短答式試験の3倍であれば、それで差が付いてしまうわけです。ただ、満点として良いかどうか。短答式試験の方は成績分布がかなり上の方で、論文式試験はずっと下の方だとすると、満点は違っても実際の点差は同じようなものになることもあります。1対3というのも、どの段階での1対3をいうのか分かりにくいですね。

【磯村委員】おっしゃるとおりですね。

【宮川委員】以前にいただいた資料では、公法系が満点で200点、民事系が300点、刑事系が200点、選択科目を200点として、短答式試験を350点ということでイメージしているわけですが、そのままの点数では短答得点の比重が大きいので、350点を175点ぐらいにするということですか。これだと良いのでしょうか。

【横田人事課付】選択科目の比重にもよると思うのですが、仮に論文式試験の科目別得点が200対300対200対200という設定ですと、選択科目が公法系や刑事系と同じということになります。

【磯村委員】私はその半分ぐらいかなという感じはしているのですが。

【宮川委員】選択科目を100点と考えた方が良いでしょうね。

【横田人事課付】ただ、100点としますと、逆に短答式試験を半分にして175点としても選択科目より大きくなってしまいますので、そこに短答式試験と選択科目の兼ね合いというものも出てきます。

【磯村委員】鈴木委員がおっしゃったように、短答式試験ですと良くできる受験生は満点が取れるかもしれませんが、論文式試験については満点ということはありません。短答式試験の合格ラインを8割とすると350点として280点、論文式試験の平均値というものは6割ぐらいの点数なので、合格ラインの点数の比率を考慮する必要はありそうです。満点で比較するのは、確におかしいですね。

仮に先ほどの選択科目を100点として、800点満点とすると480点となって、480点に対して、350点の8割を基準とすると280点ぐらいですから、これですとそのままではかなり短答式試験の比重が重いので、これを半分にして140点、3対1程度の比率ですね。

【横田人事課付】意見募集では1対3程度という御意見と、1対4程度という御意見がありました。

【磯村委員】何を基準にした1対4程度なのか、漠然とした重さの抽象的な割合というイメージなのではないでしょうか。

【宮川委員】1対4程度というのは、論文式試験の総得点と短答式試験の総得点との比率です。

【横田人事課付】そうすると、800点として200点ということですね。これだとけっこう短答式試験が重いような気がします。

【宮川委員】選択科目より短答式試験の点数の方が大きいですね。

【横田人事課付】ただ、短答式試験も3科目分だということはございます。

【宮川委員】総合評価をするといっているわけですから、法の趣旨から言うと、知識試験の部分についても相応の重みを持たせるといったことなのでしょう。それをあまり比率を大きくしてしまうと、総合評価をするということが形骸化してしまう。

【中川委員】一科目よりも短答式試験の点数が大きいというのは、全然不思議ではないですね。

【宮川委員】しかし、それぞれの系科目よりは小さいということですかね。

【横田人事課付】今の1対4で換算して、短答式試験を200点とすると公法系・刑事系と同じになります。

【磯村委員】200点の重みと言うよりも、結局は差が40点の幅であるということなのではないでしょうか。仮に160点を取らないと論文式試験の評価を受けないということが前提となるとすると、短答式試験における全受験者の評価の最大幅は40点しかない。それに対して、論文式試験の方はトータル800点の中でどれだけ分布があるかという話なので、かなり短答式試験の比率は小さくなっているのではないかと思います。

【鈴木委員】それに論文式試験の得点を何倍かしてしまうと、得点差がさらに拡大することになります。短答式試験では40点しか差がないので、絶対的な数値が大きくなって小さくなくてもあまり変わらない。それでは差が付かないことになります。

【磯村委員】合計点で今の200点对800点という、1対4という比率が、実際にもそうなるのであれば、後は生点を合計することとしても、十分論文式試験の占める意味は大きいということになるのではないのでしょうか。

【横田人事課付】恐らく、短答式試験は200点満点にはならないと思いますので、これを200点に調整するというのでしょうか。

【磯村委員】それぐらいの比率ということかもしれません。

【中川委員】1000点満点の中で、200点ということですね。ちょうど良いのではないですか。もう少し大きくても良いような感じもしないではないですが。

【宮川委員】そうすると短答式試験の総得点が350点の場合は、それを200点に圧縮するというのでしょうか。

【磯村委員】例えばそういうことです。

【宮川委員】0.6弱を掛ける。

【磯村委員】トータルで論文式試験と1対4となる比率になるような換算をするということでしょうか。

【宮川委員】それなら、0.5倍と決めておいた方が良くかもしれません。

【磯村委員】そもそも350点になるかどうか、現時点では分かりません。

【小津委員】1対4程度で良いかと思います。

【横田人事課付】 1対4程度とされる理由付けは、いかがでしょうか。

【磯村委員】それは1対3でも難しいでしょう。

【横田人事課付】 1対4程度ということで、御提言いただくということでもよろしいでしょうか。

【小津委員】これは、それこそ、このような所で決めておかないと後が難しい。

【磯村委員】積極的に理由付けるものは、何かしら必要なのでしょうか。

【宮川委員】それで1のモデルで行くということですね。

【小津委員】そうですね。

【釜田委員】4番の問題は、現段階では1対4程度として、そのような状況の下で、先ほどの2番の問題はどのような意味合いを持ってくるのでしょうか。前回の議論では、いわゆる短答式試験に最低ラインを設けるということで、法科大学院に対する一つのメッセージという意見が出ているのですが、確かに法科大学院の修了認定に与える影響というものはあると思います。同じことがやはり論文式試験においても言えるような感じも受けるのですが、いかがでしょうか。

【鈴木委員】先ほど私が心配した点と言いますか、小津委員がおっしゃった、論文式試験で少し失敗したという者がいた時にどうするかという問題ですが、ある程度時間をかけた試験ですと、多少勘違いがあったとしてもそう極端に悪い点にはならないのではないかと思います。絶対にそのようなことが無いとは言いませんが、そういう者を救うということと、本当に悪い者を通してしまうということとのバランスを考えますと、やはり論文式試験にも最低ラインを置いていただいた方が、その後に司法修習で行われる二回試験も科目ごとの試験になっていますので、これも実際に機能するかという問題もありますけれども、少なくともメッセージ的な意味を含めて最低ラインを設けるのが妥当ではないかと思えます。

【小津委員】どちらが説明しやすいかという点、磯村委員が言われたように2問出ても、1問0点だとしても、もう1問がきちんと書けていれば50点、50点が最低というのは少し高すぎるような気がするのですが、例えば、その半分として25点ということになる。1問白紙で、もう1問が半分しか書けていないということになると、これはやはりちょっと考えなければいけないという感じがします。やはり最低ラインは作るのかなと、そして、それはそれほど高くない最低ラインにする。そうすると、何の意味があるのかといたら、短答式試験との整合性と受験生に対するメッセージ効果ということになるのでしょうか。も

もちろん、そのメッセージは逆のメッセージにはならないかという問題はありますが、それは短答式試験であっても同じではないでしょうか。やはり、最低ラインを作るべきではないかと考えます。

【磯村委員】私も論文式試験について必要と考えています。ただ、今までの議論になっていなかった問題として、選択科目については設けないということになるのかもしれないという気がしています。つまり、法律基本科目というものはどれもコアなので、両方失敗するということは問題だけれども、選択科目についてはプレもあるので、トータルの範囲で考慮するということはあり得るのかなと考えているのです。

【中川委員】私は論理ではなく実態論なのですが、この試験を受けて弁護士になりたいという社会人が結構いる。それはかなり高齢の人です。そういう人は、狙いがはっきりしていて、自分がどうするのかということを決めて入学する。はっきり言って、刑事訴訟とか犯罪を取り扱うということは最初から考えない。その代わりに、例えば公認会計士とか会社を営んでいた人ですので、おのずから法科大学院での勉強の仕方というものは決まっているし、仮に試験に受かった後も活躍の場はある程度限られています。そういう人達が法曹になってはいけないというのであれば、話は別ですけれども、そういう人たちもおおいにやってもらいましょうと言っているということがベースにあるわけです。それと、もう一つは逆メッセージと小津委員がおっしゃったけれども、多少そういう教育の仕方でも良いのですよというメッセージも必要かということがあって申し上げたのです。あまり固執はしません。ただ、そういう人がいるということも頭に置いておく必要があるのではないのでしょうか。

【磯村委員】そういう人は、法科大学院を卒業できないのではないのでしょうか。法科大学院で修了認定を受けるということは、法律基本科目についてまんべんなくきちんとやったということが、法科大学院によって確認されているということですよ。そのようなレベルをクリアした人は、本来、新司法試験でもそれなりの点数は取れるはずだという、そのような制度設計で全部出てきているので、刑事は全然やらなくても法律家になってしかるべきだという議論は、立法論としてはあり得るとは思いますが、今の法科大学院制度は、それとは違う前提に立っていると云わざるを得ないのではないのでしょうか。

【中川委員】そこが先ほど言った理念と現実の食い違いなのですが、そうであったら、社会人は入れるべきではないと思うのです。結局、現実の試験はそうなると思いますが、刑事を全然勉強しないというわけではなく、それは勉強するのですが力の入れ方が違うわけです。それでも良いというものが、この法科大学院の理念だと私は思っていました。それがだめであったら、社会人は入れるべきではないと思います。しかも、未修者などもいるのですから。

【小津委員】もっとも現実的に考えれば、そのような方が刑事系で0点取るとやはり合格しないと思うのです。0点ということではないけれど、まあ半分もできていないという程

度で、こちらの科目は非常に良くできる。恐らく、それぐらいの人のことを想定するべきなのだと思います。ですから、あまり高い最低点にはしない方が良くと思います。

【中川委員】そういうことです。論文式試験について作るのは、私も絶対にノーだとは言いませんけれども、それであつたらかなり低くした方が良くのではないかとということです。

【宮川委員】ただ、その後続く司法修習は刑事系のカリキュラムが非常に大きいですがからね。今の司法修習では、実態的には、集合修習で50%、実務修習では実質60%が刑事です。それに耐えられないのではないのでしょうか。ですから、耐えられるすれすれのレベルまでは必要だということではないかと思っています。

【磯村委員】二回試験で不合格が決まるともう終わりですから。

【宮川委員】法科大学院の修了は、第三者評価が十分に機能していけば別ですけども、法科大学院によって厳しさの差はあるかと思っています。法科大学院は出られるけれども、司法試験と司法修習はどうなのかということはありません。今回の司法試験法の仕組み、枠組み、それからその後の司法修習のシステム全体として見ると、今、中川委員が言われたような人達が入りにくいシステムになっていることは事実です。

【釜田委員】そういたしましたら、論文式試験についても最低ラインというものを設けるということによろしいですね。

【柏木委員】それからもう一つ、先ほど磯村委員がおっしゃった選択科目についても最低ラインを設けるのですか。

【釜田委員】まだ、それは次の課題ということです。

【宮川委員】私は、前回は申し上げましたけれども、法科大学院では基本科目だけではなくて専門的な知識や能力も高めてくるということが、この制度の建前ですから、選択科目についてもそれだけを枠外に置く理由はないと思います。

【磯村委員】少し気になるのは、100点にするという時の問題数が、2問で100点ということであれば良いですけども、仮に1問となったときに、先ほど小津委員のおっしゃった、たまたま失敗するというリスクが非常に大きくなるので、そこは選択科目の出題のあり方と関係付けて考えるべきではないでしょうか。

【小津委員】2問は出していただけなのではないでしょうか。この点は、筋は宮川委員のおっしゃるとおりだと思います。

【釜田委員】そうしましたら、論文式試験は選択科目も入れて最低ラインを設ける。そし

て、その具体的な数値はどのようにいたしましょうか。先ほどからの意見では、短答式試験とは少し違う、短答式試験と異なり数値は低いということでしたが、それはどのように示したら良いでしょうか。

【柏木委員】これは、数値が示せるのでしょうか。短答式試験であれば、先ほどのように5割を目安にして問題を作れと、逆の方式でやさしい問題をたくさん作るということができるのですけれども、論文式試験は自分の経験から言ってもばらつきが出てくるのが通例で、かなり低い点数に抑えるとしても最初から何点というのは、短答式試験に比べて難しい問題があります。

【宮川委員】ただ、科目によって最低点の設定が高かったり、低かったりしてはいけません。ですから、これこそ中間値、あるいは平均点からの偏差で決めるという方法が妥当かもしれません。

【釜田委員】そういたしましたら、少し具体的な形をどうするかにつきましては、なおお考えいただくという形にさせていただき、次回の会議で継続して御意見を頂戴したいと思います。5番目の選択科目における共通の基準についてということが、次回の中心的な協議事項になると思われませんが、今現在、御意見がございましたら頂戴して、それをまた基にして次回の協議に深めさせていただきたいと思えます。この点について、いかがでしょうか。

【中川委員】質問なのですけれども、選択科目の選択というものはどうするのでしょうか。

【横田人事課付】新しい司法試験委員会にお諮りして御意見を伺った上で、法務大臣が省令で定めることとされています。

【中川委員】いわゆる選択科目群の中から、これとこれを試験科目にするということを省令で決めるということですか。

【横田人事課付】はい、そういうことです。現在、法科大学院の設置認可が最終的に確定しておりませんので、どういうカリキュラムになるかという確定版がお示しできない状況ですが、どの程度どのような科目があるかという情報を収集しているところです。何が選択科目になるかということについて、どういう基準のものをどういう選択科目にしていくかということについては、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会で御検討の対象にされるようです。在り方検討グループでも、ある程度御検討いただいても差し支えないと思っています。

【釜田委員】これにつきましては、先ほどの御議論にも既に出ているのですが、配点の比率、試験時間、問題数、出題の在り方等の今まで問題となってきたものが、恐らくここでも問題としてあがってくると思えます。ただ、御指摘のとおり、どのような科目が選ばれ

るかということが決まっておられませんので、イメージがわからない部分がありますが。

【中川委員】少なくとも、どの大学においても共通にある科目でないと具合が悪いということでしょうか。

【横田人事課付】法曹養成検討会においても、すべての法科大学院で共通にある科目とまでは言われておらず、「ある程度全国的に授業が展開されており、ある程度の広がりを持った領域であって、非常に特殊でごく一部ということではない科目」などの御意見が出ています。また、ある程度の受講者数があるということも必要ではないかと思われま

【中川委員】そうすると、かなりたくさんの科目数になる可能性があるわけですか。

【横田人事課付】そういう可能性もございます。ただ、知的財産法に関する分野など、特許法、著作権法、商標法などの各法律の集合体として知的財産法を1科目として考えられているようでございます。他の科目もそのくらい分厚いといいますが、いろいろな法律の統合形であった方が釣り合いがとれるという御意見もありますが、まだ、全然議論がなされていない事項です。

【中川委員】そういうことは、この調査会では考える必要はないわけですね。

【横田人事課付】当初の議論の対象には挙がっておりませんが。

【小津委員】ただ、それについても、もし基本的にこういう考え方でやるべきではないかという議論があればということですね。

【横田人事課付】はい。そうしていただければ参考となるということです。

【柏木委員】現実問題としては、この司法試験科目というものが、法科大学院の教育にかなり影響力を及ぼすことになります。例えば、選択科目を狭く設定すると、法科大学院が多様な人材を育てるということと、どうも反するのではないかと、なるべく広く網をかけてほしいということがここでは言えるのではないのでしょうか。

【横田人事課付】はい。ただ、かつての司法試験では、科目数が多くて採点をしていただく審査委員の確保が難しかったり、あまりにも受験者数が少なかったりという問題もありました。

【柏木委員】韓国でも、ほとんど受験者がいないという科目も出てきていることを聞きます。

【小津委員】それから、なるべく様々な分野を拾うと考えた時に、それを細かい科目でた

くさん拾うのか、なるべくたくさん科目が拾えるようにくくってやるのか、両方のやり方があるわけです。細かく区切った場合には、今言ったようなだれも受けない科目が出てくる、くくる場合はくくり方の難しさ、それからくればくくるほど法科大学院では、その中で5つの選択科目になるとすると、当たり外れが出てきてしまう。これを取って一生懸命やったら、全然違う分野から出たというようなこととなる危険があるわけです。

【宮川委員】知的財産法等は各法科大学院で2単位というところではなくて、4単位、6単位、8単位と考えているわけです。そういうものに匹敵するものを見ると、おのずから限られてきてしまう。倒産法とか環境法とか、あるいは労働関係法とか、そのようないくつかの科目に限定されていってしまうわけです。知的財産法があまりにも重いため、知的財産法以外のものでも軽い選択科目を用意すると、そちらの方が容易だということで知的財産法を選択しない人が出てくることもあり得ます。単位数の上でも、関係する法律の上でも、それから読むべき標準的テキストの面でも、相当程度均衡が取れていないと具合が悪いところがあるかもしれません。

【柏木委員】それから、名前の付け方も学校によってバラバラのところがあって難しい。例えば、企業取引法というものは、題名だけでは何か分かりにくい。企業法という名前をつけて、実際は商法を教えるという学校もあります。

【磯村委員】各選択科目で必要とされるボリュームをある程度揃えないといけないので、例えば、知的財産法について特許・著作権・あるいは意匠登録など全部含むとするのは問題があり、例えば著作権法の範囲に限定するとか、そういう工夫をしないといけないと思います。もう一つ気になるのは、例えば証券取引法などが選択科目になると、商法との連関が非常に強く、法律基本科目とオーバーラップする部分が多く、そのような科目に集中するかもしれない等、いろいろな観点を考える必要があります。また、柏木委員がおっしゃったのですが、ある選択科目が司法試験の選択科目になって、他の科目は法科大学院では選択科目として提供しているけれども、司法試験とは全然関係ないということになると、学生の行動は司法試験の選択科目になった選択科目に集中するということになって、また、それもかなり問題だと思います。広くかつバランス良く取るというのが、一般方針としては採られるべきだとは思いますが、具体的にどう決めるかということとは本当に難しいですね。

【横田人事課付】意見募集の内容にも、選択科目の選定に当たっては透明な手続をとられるようにという御要望もありまして、選択科目をどう決めていったらよいかということをお聞きいただくとともに御提言いただくことも有益かと思っております。

【釜田委員】そうですね、これは次回以降考えていかないといけないですね。

【小津委員】学会という意味では、どのように分かれているのでしょうか。

【磯村委員】大規模なものから，ごく小規模な学会までまったく多様ですね。

【中川委員】それから，現代に必要なものという切り口もあると思います。

【磯村委員】そうですね。環境法とか社会保障法などですね。

【柏木委員】新しい分野を取り入れなくてははいけません。

【磯村委員】租税法などもそのような分野であると思います。

【宮川委員】選択科目として考えられているのは，先端・展開科目に限るわけではないのですか。基礎法学とか法哲学とかも入り得るのですか。そこは私も分からなかったのですが，どうなのでしょう。法哲学とか法社会学というものも入り得るのでしょうか。

【磯村委員】排除する論理的な理由はないと思います。しかし，法哲学の場合で言えば，共通の範囲をどう定めるかが難しいですね。

【横田人事課付】選択科目については，立法段階では，「社会における各法律分野に関するニーズや法科大学院における授業科目の開設状況等を考慮しつつ，司法試験委員会の意見を聴いて法務省令で定めることとしている。」との説明がなされていました。

【柏木委員】そうは言っても，リーガルリサーチとかリーガルライティングというものは入らないでしょう。

【宮川委員】もちろん，入らないでしょう。法哲学が入るのであれば，法曹倫理が選択科目としてあっても良いわけです。ただ，そうではなくて，選ぶべきは展開科目，先端科目というところなのでしょうね。

【中川委員】私はそのように理解していました。

【小津委員】ここは資料を提示していただければと思います。

【横田人事課付】承知しました。

【釜田委員】そうしましたら，次回は5番について少し議論させていただきたいと思います。今後の予定についてお願いします。

（庶務担当から，次回の在り方検討グループ及び報告検討グループ会議の予定について説明）

【宮川委員】次回に，庶務担当から得点評価方式のやり方のイメージについて御説明をいただいて，得点評価方式でやっていく場合に，どのような方式が良いのか，何か考えることはないのかを検討することが必要なのではないかと思います。

【釜田委員】本日は，これで終了します。長時間ありがとうございました。